

議会議案第33号

地方議会議員年金制度の復活に断固として反対する意見書の提出について

地方議会議員年金制度の復活に断固として反対することに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年12月22日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
	同	上	上	畠	寛	弘
賛成者	同	上	三	宅	真	里

地方議会議員年金制度の復活に断固として反対する意見書

地方議会議員年金制度は、平成23年6月1日に廃止された。しかしながら、本年7月、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、廃止された地方議会議員年金にかわる新たな地方議会議員の年金として、地方議会議員の被用者年金制度加入の実現を求める決議や要望が採択され、国や国会の関係方面に要請活動が行われている。

議員の担い手不足を理由にした議員年金制度の復活についての議論が行われているが、被選挙権の行使の難しさをまず解消すべきであり、労働基準法第7条を啓蒙し、徹底することで、もともと法によって許されている在職しながら公職に就任することを一般的にすることや、議員に当選してからも、主たる議会開催の日時をこれまでのように日中だけでなく、土日や夜間に議会を開催することによって、多様な人材が参画できるようにすることこそ、今、地方議会に必要な取り組みである。

地方議会議員年金制度は廃止されたとはいうものの、元議員や元議員の遺族への既存支給者への給付はいまだに続いており、公費負担累計総額は、約1兆1,400億円にも上る巨大な額となる。その原資は全て税金であり、国や各地方自治体の財政運営にも影響を与えている。

地方議会議員を殊さら対象とした年金制度を復活させれば、さらなる公費負担が必要となり、到底国民の理解を得られるものではない。国民の日常生活は依然として厳しい中で、地方議員だけを特別扱いすることは許されない。何より子供の貧困や若者の就労などに取り組み、税を投じるべき優先課題は山積しており、地方議会議員年金制度が廃止された経緯を鑑みても、国民生活に最も近い存在たる基礎自治体の鎌倉市議会としては、断じて許容し得ないものである。

よって国におかれては、地方議会議員年金制度の復活には断固反対し、制度を復活しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月27日